2026年11月20日

各　位

上場会社名	エムスリー株式会社 （コード番号：2413　東証プライム） （ https://corporate.m3.com ）	
本社所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ	
代表者	代表取締役	谷村　格
問合せ先	執行役員	大場　啓史

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

エムスリー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年11月20日開催の取締役会決議により、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第１項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、本公開買付けを行うことの決定に際して、当社が2026年５月１日に「自己株式取得に係る事項の決定（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に関するお知らせ」（以下「５月１日付自己株式取得プレスリリース」といいます。）において公表をした取得枠の増額等の決定も併せて行っております。詳細につきましては、2026年11月20日付の「自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大）に関するお知らせ（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご参照ください。

記

１．買付け等の目的

当社は、資本効率及びそれを念頭に置いた株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと認識しており、経営基盤を強化し新たな事業展開に備えることを目的に、利益を内部留保し、事業に再投資することを資源配分の基本方針としつつ、資金需要動向とキャッシュ・フローの状況とを総合的に勘案し、株主還元の水準を決定しております。かかる方針に基づき、2026年３月期には、期末配当として１株当たり22円（配当金の総額：14,683百万円）の配当を実施しております。

また、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行することを目的とするものですが、当社は、かかる機動的な資本政策の遂行の一環として、2026年５月１日に５月１日付自己株式取得プレスリリースにおいて、取得する株式の総数を普通株式2,000万株（2026年３月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合3.00%）を上限とし、株式の取得価額の総額を200億円を上限として、2026年５月２日から2027年４月30日までの期間に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付の方法により、自己株式の取得を実施することを公表いたしました（注１）。

（注１）当社は、かかる自己株式の取得の決議に基づいて、2026年８月25日から2026年10月30日までの期間に、合計で当社普通株式2,780,500株（取得価額の総額：4,999,905,550円）を取得しております。

当社は、2026年５月１日の自己株式の取得の実施の公表後においても、資本効率及びそれを念頭に置いた当社の株主の皆様への利益還元（株主還元の水準を含みます。）のあり方を引き続き検討課題としておりました。このような状況の下、当社は、筆頭株主であるソニーグループ株式会社（以下「ソニーグループ」といいます。所有株式

数 230,457,800 株、所有割合：34.63%（注２））を含む、株主及び投資家との継続的な対話において当社の資本効率の更なる向上及びあるべき資本政策に対する意見を複数頂戴したことや、当社の業績動向及び足元の株価水準等を踏まえ、株主還元の一層の充実及び資本効率向上のため、2026 年５月１日に決定した自己株式の取得枠を拡大することについて、2026 年７月下旬以降、検討を開始しました。あわせて、当社は、短期間のうちに自己株式を取得することも検討するべく、ソニーグループに対して、2026 年９月 30 日に、その保有する当社普通株式の一部について売却の検討を打診したところ、ソニーグループからは、経済合理性のある条件を前提に同社が保有する当社普通株式の一部の売却を検討する用意があるとの意向が示されました。ソニーグループからのかかる意向を受けて、当社は、同社から当社普通株式を取得するのであれば、買付価格を市場価格から一定程度ディスカウントをした価格とすることが可能な公開買付けの手法によることは合理的であると考え、また、このようなディスカウント価格における公開買付けによる自己株式の取得であれば、自己株式の取得による株主還元の効果を向上させることが可能であるのみならず、ソニーグループ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保することができることから、株主間の平等性、取引の透明性を担保できることを考慮すれば、売却方法として、公開買付けの方法により、自己株式の取得を採用することが適切であると考え、当社は、かかる売却方法をソニーグループに提案し、同日、ソニーグループから検討を進めることについて了承を得ました。

（注２）「所有割合」とは、当社が 2026 年 11 月 13 日に提出した半期報告書に記載された 2026 年９月 30 日時点の当社発行済株式総数（679,128,200 株）から、当社が 2026 年 11 月４日に公表した「2027 年３月期第２四半期（中間期）決算短信［ＩＦＲＳ］(連結)」に記載された 2026 年９月 30 日現在の当社が所有する自己株式数 13,671,139 株を控除した株式数（665,457,061 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

その後、当社は本公開買付けにおける１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）についての検討を行いました。ディスカウント率については、客観性及び合理性のある水準とすべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、2024 年 10 月１日から 2026 年９月 30 日までの間に東京証券取引所における自己株式の公開買付けの実施に係る決議が行われた事例（以下「本事例」といいます。）を参照いたしました。本事例 56 件において、ディスカウント率を 10%とする事例が最多であるものの、本公開買付価格におけるディスカウント率については、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮し、ディスカウント率を 12%とすることが適切であると判断しました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日の前営業日までの過去３ヶ月間及び６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値よりも取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると判断しました。

さらに、ソニーグループから取得する株式の取得価額の総額については、当社の継続的な業績の拡大と成長を実現するための投資余力を一定程度確保しつつ、株主還元をより強化する観点から、500 億円を目途とすることとし、本公開買付けを実施することとなる場合には、５月１日付自己株式取得プレスリリースにて公表をした自己株式の取得枠を拡大することといたしました。そして、ソニーグループから取得する株式数については、500 億円を、取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格から 12%のディスカウント率を適用した公開買付価格で割って算出した株式数とし、当該株式数を本公開買付けにおける買付予定数とすることと考えました。

その後、当社は、2026 年 10 月 19 日、ソニーグループに対し、本公開買付価格は本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか

低い価格に対して 12%のディスカウントを行った価格とする旨、並びにソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格から 12%のディスカウント率を適用した公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を提案しました。

これに対し、当社は、2026 年 11 月 16 日、ソニーグループから、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とする旨の提案を受けました。

当社は、ソニーグループからの提案を受けて、2026 年 11 月 17 日、ソニーグループに対し、（ア）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から８%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から８%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを提案しました。

これに対し、当社は、2026 年 11 月 18 日、ソニーグループから、（ア）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを内容とする提案を受けました。

かかるソニーグループの提案内容も踏まえ、当社内で検討を行った結果、当社は、2026 年 11 月 19 日、ソニーグループに対し、ソニーグループからの 11 月 18 日付の提案を受け入れる形で、（ア）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすること、及び（ウ）ソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を回答しました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を東京証券取引所プライム市場における、2026 年 11 月 19 日の当社普通株式の終値である 1,740.5 円に対して７%ディスカウントした価格である 1,619 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること（注３）、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元（100 株）を減算した 30,883,161 株（所有割合：4.64%）（注４）とすることを決議しました。なお、ソニーグループからは、2026 年 11 月 20 日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合には、その保有する当社株式 30,883,161 株を、本公開買付けに応募する意向を有している旨の書面を受領しております。

（注３）本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値単純平均値から 10%ディスカウントした価格は 1,665 円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）であり、当該金額は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格（1,619 円）を上回ることから、当社は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格（1,619 円）を本公開買付価格としております。

（注４）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により調整した結果、買付予定数を上回る株式数を取得する可能性があります。そこで、買付予定数は、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を超過しないよう、500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元（100 株）を減

算した株式数としております。

加えて、当社は、本公開買付けの実施に伴い、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において、５月１日付自己株式取得プレスリリースにおいて公表をした自己株式取得に係る決議事項を以下のとおり変更することを決議いたしました（詳細につきましては、2026 年 11 月 20 日付の「自己株式取得に係る事項の一部変更（取得枠の拡大）に関するお知らせ（会社法第 459 条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」をご参照ください。）。

なお、上記のとおり、当社は、５月１日付自己株式取得プレスリリースにおいて公表をした自己株式取得に係る決議に基づいて、2026 年８月 25 日から 2026 年 10 月 30 日までの期間に、合計で当社普通株式 2,780,500 株（取得価額の総額：4,999,905,550 円）を取得しておりますため、今回の増額にあたっては、当該取得価額の総額に、本公開買付けに係る取得価額の総額である 500 億円を加算した金額である 550 億円としております。

当社が本公開買付けにおいて買付予定数の上限である 30,883,161 株を取得した場合、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会決議による変更後の「株式の取得価額の総額」である 550 億円とほぼ同額の金額（54,999,743,209 円）を支出することとなります。当社は、資本効率及びそれを念頭に置いた当社の株主の皆様への利益還元（株主還元の水準を含みます。）のあり方を引き続き検討してまいる所存ですが、2026 年 11 月 20 日時点において、追加的な自己株式の取得のために「株式の取得価額の総額」を増額する予定はないことから、2026 年８月 25 日以降実施してきた東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付はいったん終了となることを予定しております。

＜変更前＞

(1)	取得対象株式の種類	普通株式
(2)	取得し得る株式の総数	20,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 3.00%）（注）
(3)	株式の取得価額の総額	200億円（上限）
(4)	取得期間	2026年５月２日～2027年４月30日
(5)	取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

（注）割合の計算にあたっては、2026年３月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）である667,425,163株を用いています。

＜変更後＞

(1)	取得対象株式の種類	普通株式
(2)	取得し得る株式の総数	33,663,761株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 5.06%）（注）
(3)	株式の取得価額の総額	550億円（上限）
(4)	取得期間	2026年５月２日～2027年４月30日
(5)	取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付、又は公開買付け

（注）割合の計算にあたっては、2026年９月30日時点の発行済株式総数（自己株式を除く。）である665,457,061株を用いています。

なお、当社は、ソニーグループより、本公開買付けを通じて取得されなかった同社が保有する当社普通株式（あん分比例の方式により決済がなされた結果、本公開買付けを通じて当社が取得することができなかった当社普通株式を含みます。）について、ソニーグループの企業価値向上の観点から適宜判断することになるものの、現時点において具体的な追加売却の計画はない旨の連絡を受けております。

ソニーグループは、当社の設立以来、当社の大株主であり（注５）、中長期的な視点に立ち、当社普通株式を継続的に保有してきております。今般、ソニーグループはその保有する当社普通株式の一部を当社に売却することとなりますが、本公開買付け後もソニーグループが当社の筆頭株主であることに変わりはなく、また、ソニーグループに関して当社の主要株主又はその他の関係会社の異動が生じるわけではないことから、当社及びソニーグループは、今後も良好な関係を維持できるものと判断しております。

（注５）ソニーグループは、当社の設立以来、その子会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社を通じて当社普通株式を保有しており、2013 年１月 11 日付で、当社普通株式を同社（当時の商号：ソネットエンタテインメント株式会社）から現物配当により取得しております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。2026 年９月 30 日現在における当社の連結ベースの現金及び現金同等物は約 1,464 億円であるところ、本公開買付けに要する資金（約 500 億円）と比較しても十分な水準にあり、さらに今後の当社グループの事業から生み出されるキャッシュ・フロー（なお、当社が 2026 年６月 25 日に提出した有価証券報告書に記載された 2026 年３月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは約 702.6 億円です。）の積み上げ等も見込めることから、本公開買付けの実施後においても、当社の今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性は維持できるものと考えております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全てを本公開買付けの終了後に消却する予定です。消却する株式の総数及び消却予定日が決定しましたら、改めて開示いたします。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（１）決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	33,663,761 株（上限）	55,000,000,000 円（上限）

（注１）発行済株式総数　679,128,200 株（2026 年 11 月 20 日現在）

（注２）取得する株式総数の所有割合　5.06％（小数点以下第三位を四捨五入）

（注３）取得する期間　2026 年５月２日（土曜日）から 2027 年４月 30 日（金曜日）まで

（注４）上表の記載は、５月１日付自己株式取得プレスリリースにおいて公表をした自己株式取得に係る決議を 2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において変更したものです。

（２）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

当社は、５月１日付自己株式取得プレスリリースに記載の自己株式の取得の決議に基づいて、2026 年８月 25 日から 2026 年 10 月 30 日までの期間に、合計で当社普通株式 2,780,500 株（取得価額の総額：4,999,905,550 円）を取得しております。

３．買付け等の概要

（１）日程等

①　取締役会決議	2026 年 11 月 20 日（金曜日）
②　公開買付開始公告日	2026 年 11 月 24 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）
③　公開買付届出書提出日	2026 年 11 月 24 日（火曜日）
④　買付け等の期間	2026 年 11 月 24 日（火曜日）から 2026 年 12 月 21 日（月曜日）まで（20 営業日）

（２）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 1,619 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

当社は、本公開買付価格についての検討に際して、ディスカウント率については、客観性及び合理性のある

水準とすべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、本事例を参照いたしました。本事例 56 件において、ディスカウント率を 10%とする事例が最多であるものの、本公開買付価格におけるディスカウント率については、当社の資産の社外流出をできるだけ抑えることが望ましいと考えていたことや、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮し、ディスカウント率を 12%とすることが適切であると判断しました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格については、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日の前営業日までの過去３ヶ月間及び６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値よりも取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると判断しました。

さらに、ソニーグループから取得する株式の取得価額の総額については、当社の継続的な業績の拡大と成長を実現するための投資余力を一定程度確保しつつ、株主還元をより強化する観点から、500 億円を目途とすることとし、本公開買付けを実施することとなる場合には、５月１日付自己株式取得プレスリリースにて公表をした自己株式の取得枠を拡大することといたしました。そして、ソニーグループから取得する株式数については、500 億円を、取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格から 12%のディスカウント率を適用した公開買付価格で割って算出した株式数とし、当該株式数を本公開買付けにおける買付予定数とすることと考えました。

その後、当社は、2026 年 10 月 19 日、ソニーグループに対し、本公開買付価格は本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して 12%のディスカウントを行った価格とする旨、並びにソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格から 12%のディスカウント率を適用した公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を提案しました。
これに対し、当社は、2026 年 11 月 16 日、ソニーグループから、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とする旨の提案を受けました。

当社は、ソニーグループからの提案を受けて、2026 年 11 月 17 日、ソニーグループに対し、（ア）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から８％ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から８％ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを提案しました。
これに対し、当社は、2026 年 11 月 18 日、ソニーグループから、（ア）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７％ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７％ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを内容とする提案を受けました。

かかるソニーグループの提案内容も踏まえ、当社内で検討を行った結果、当社は、2026 年 11 月 19 日、ソ

ニーグループに対し、ソニーグループからの 11 月 18 日付の提案を受け入れる形で、(ア) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、(イ) 上記 (ア) により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすること、及び (ウ) ソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を回答しました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を東京証券取引所プライム市場における、2026 年 11 月 19 日の当社普通株式の終値である 1,740.5 円に対して７%ディスカウントした価格である 1,619 円とすること (注１)、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元(100 株)を減算した 30,883,161 株(所有割合:4.64%) (注２) とすることを決議しました。なお、ソニーグループからは、2026 年 11 月 20 日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合には、その保有する当社株式 30,883,161 株を、本公開買付けに応募する意向を有している旨の書面を受領しております。

(注１) 本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値単純平均値から 10%ディスカウントした価格は 1,665 円であり、当該金額は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格 (1,619 円) を上回ることから、当社は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格 (1,619 円) を本公開買付価格としております。

(注２) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により調整した結果、買付予定数を上回る株式数を取得する可能性があります。そこで、買付予定数は、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を超過しないよう、500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元 (100 株) を減算した株式数としております。

② 算定の経緯

上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、当社は、2026 年 10 月 19 日、ソニーグループに対し、本公開買付価格は本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して 12%のディスカウントを行った価格とする旨、並びにソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を取締役会決議日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格から 12%のディスカウント率を適用した公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を提案しました。

これに対し、当社は、2026 年 11 月 16 日、ソニーグループから、本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とする旨の提案を受けました。

当社は、ソニーグループからの提案を受けて、2026 年 11 月 17 日、ソニーグループに対し、(ア) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、(イ) 上記 (ア) により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から８%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から８%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを提案しました。

これに対し、当社は、2026 年 11 月 18 日、ソニーグループから、(ア) 本公開買付価格を、本公開買付けの

実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、及び、（イ）上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすることを内容とする提案を受けました。

かかるソニーグループの提案内容も踏まえ、当社内で検討を行った結果、当社は、2026 年 11 月 19 日、ソニーグループに対し、ソニーグループからの 11 月 18 日付の提案を受け入れる形で、(ア) 本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値の単純平均値を基準価格とし、当該基準価格から 10%ディスカウントした価格とすること、(イ) 上記（ア）により算定された価格が、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格を上回る場合には、当該終値から７%ディスカウントした価格を本公開買付価格とすること、及び（ウ）ソニーグループが応募する株式数は自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数とする旨を回答しました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026 年 11 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに本公開買付価格を東京証券取引所プライム市場における、2026 年 11 月 19 日の当社普通株式の終値である 1,740.5 円に対して７%ディスカウントした価格である 1,619 円とすること（注１）、並びに、本公開買付けにおける買付予定数については、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元(100 株)を減算した 30,883,161 株(所有割合:4.64%)（注２）とすることを決議しました。なお、ソニーグループからは、2026 年 11 月 20 日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合には、その保有する当社株式 30,883,161 株を、本公開買付けに応募する意向を有している旨の書面を受領しております。

（注１）本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日である 2026 年 11 月 19 日までの過去１ヶ月間における東京証券取引所プライム市場での当社普通株式の終値単純平均値から 10%ディスカウントした価格は 1,665 円であり、当該金額は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格（1,619 円）を上回ることから、当社は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日における当社普通株式の終値から７%ディスカウントした価格（1,619 円）を本公開買付価格としております。

（注２）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により調整した結果、買付予定数を上回る株式数を取得する可能性があります。そこで、買付予定数は、自己株式取得の内容変更に伴い増額する取得枠の一部である 500 億円を超過しないよう、500 億円を本公開買付価格で割って算出した株式数から１単元（100 株）を減算した株式数としております。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	30,883,161 株	―株	30,883,161 株

（注１）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（30,883,161 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（30,883,161 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期

間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

金 50,052,037,659 円

（注）買付予定数（30,883,161 株）を全て買い付けた場合の買付代金（49,999,837,659 円）に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用）の見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目９番２号

② 決済の開始日

2027 年１月 15 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです。（※）

（ア）個人株主の場合

（ｉ）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315％（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315％、住民税５％（2026 年まで）。2027 年以降は所得税、復興特別所得税及び「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和５年法律第 69 号。その後の改正を含みます。）に基づく防衛特別所得税（以下「防衛特別所得税」といいます。）15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税５％は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第９条の３に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42％（所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027 年以降）のみ）の額が源泉徴収されます。

また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の３以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

（ⅱ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315％（所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027 年以降）のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027 年以降）のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

（イ）法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（１株当たりの買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315％（所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027年以降）のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の３分の１超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限る）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027年以降）が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含みます。）を指します。以下同じです。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税（2027年以降）の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2026年12月21日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（2027年１月14日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（※）税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（７）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名及び交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を

使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、2026年11月20日、ソニーグループから、上記「３．買付け等の概要」に記載された買付条件にて本公開買付けを実施する場合には、その保有する当社株式30,883,161株を、本公開買付けに応募する意向を有している旨の書面を受領しております。

③ 当社は、2026年11月20日付で「連結子会社の業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

④ 当社は、2026年11月４日付で「2027年３月期第２四半期（中間期）決算短信［ＩＦＲＳ］(連結)」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（ア）損益の状況（連結）

（単位：百万円）

会計期間	2027年３月期第２四半期（中間期）連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
売上収益	181,853
営業利益	36,335
税引前中間利益	36,620
中間利益	22,623
親会社の所有者に帰属する中間利益	19,997
中間包括利益合計額	19,044

（イ）１株当たりの状況（連結）

（単位：円）

会計期間	2027年３月期第２四半期（中間期）連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
基本的１株当たり中間利益	29.98
１株当たり配当額	0

（ご参考）2026年11月20日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。）	664,652,561株
自己株式数	14,475,639株

以 上

ご注意：本書は、当社の自己株式取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせに関して一般に公表するための記者発表文です。本書は、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本書は、米国における当社普通株式の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法に基づく登録はなされておらず、今後登録がなされる予定もありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本書を通じて米国における証券の募集は行われません。